

資料1

地方議会議員年金制度の 現状について

地方議会議員の役割について

- 地方議会議員制度のあり方については、現在、第29次地方制度調査会で審議中である。
- 地方分権時代における議会の役割に相応しい地方議会議員年金をどう考えるべきか。

【地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申について】(H17.12.9 第28次地方制度調査会)

第2 議会のあり方

1 議会に対する期待と評価

議会には、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民の意見の集約などの役割が求められており、議会の構成や運営において、議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従前にも増して必要とされている。

また、**議会は、団体意思の決定を行う議事機関としての機能と、執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っているが、地方分権時代において、これらの機能の充実・強化が求められている。**

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、団体意思の決定を行う前提として、議事機関である議会の政策形成機能の充実が求められているほか、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の役割が拡大し、また住民への説明責任を果たすことがますます重要となっていることから、執行機関に対する監視機能についても、その一層の充実強化が必要と考えられる。

他方、議会の現状については、民意の反映の側面からは、議員構成が多様な民意を反映するものとなっていない、住民参加の取組が遅れているといった指摘、また監視機能の側面からは、行政改革や公金支出への監視が十分でないなどの指摘のほか、議員定数が多すぎる、報酬が高すぎる、透明性が低いなどの指摘もある。

その一方で、休日、夜間の議会開催やインターネットの利用などにより積極的に議会の審議の公開や広報活動を行う、あるいは住民との意思疎通を図る取組を行う、条例案等の議員提出を積極的に行うなど、新しい時代の議会に期待される機能を発揮すべく、さまざまな積極的取組を行って議会改革に取り組んでいる議会も見られる。また、議員定数、報酬についても自主的に抑制を行っている議会も多くなっている。

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

(1) 具体的方策の検討の観点

議会のあり方については、このような議会の現状についての住民等の声や、先進的な議会改革の取組事例を勘案しながら、先に述べた**議会における利害調整機能、議事機関としての政策形成機能、監視機関としての機能の充実が図られるよう、その見直しを検討すべき時期に来ている。**

また、議会の自主性・自律性の拡大の観点から、議会の権限、長との関係など議会制度の基本的事項については法律で定めることとし、その組織及び運営についてはできるだけ議会の自主性・自律性にゆだねる方向で見直すことが必要であると考えられる。

このほか、それぞれの議会において、改革に取り組んでいる先進的な取組を参考にしつつ、現行制度の積極的な活用や適切な運用を進めることによって、議会の一層の活性化やその果たすべき役割と現状評価の間にあるギャップの解消を図り、議会の自己改革を進めていくべきである。(後略)

第29次地方制度調査会の審議項目

< 諮問事項 >

市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方について、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める。

< 項目 >

I 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方

1 基礎自治体のあり方

- 合併した市町村及び合併していない市町村の評価・検証・分析
- 基礎自治体の果たすべき役割
- 今後の基礎自治体の組織・体制・公務員のあり方
- 小規模市町村に対する方策

2 基礎自治体における住民自治の充実

- 地域自治区等のあり方
- 地域コミュニティのあり方

3 大都市制度のあり方

- 大都市と都道府県との関係等
- 指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理

II チェック機能の充実

1 監査機能の充実・強化

- 監査委員の独立性の強化(組織、選任方法、OBの就任制限、議選委員のあり方等)
- 監査能力の向上(監査委員の人材確保等)
- 外部監査のあり方

2 議会制度のあり方

- 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策
- 議会制度の自由度の拡大
- 議員定数
- 幅広い層が議員活動できるための制度の環境整備

III 地方税財政制度のあり方等

- 地方税財政制度のあり方
- 首長の多選制限

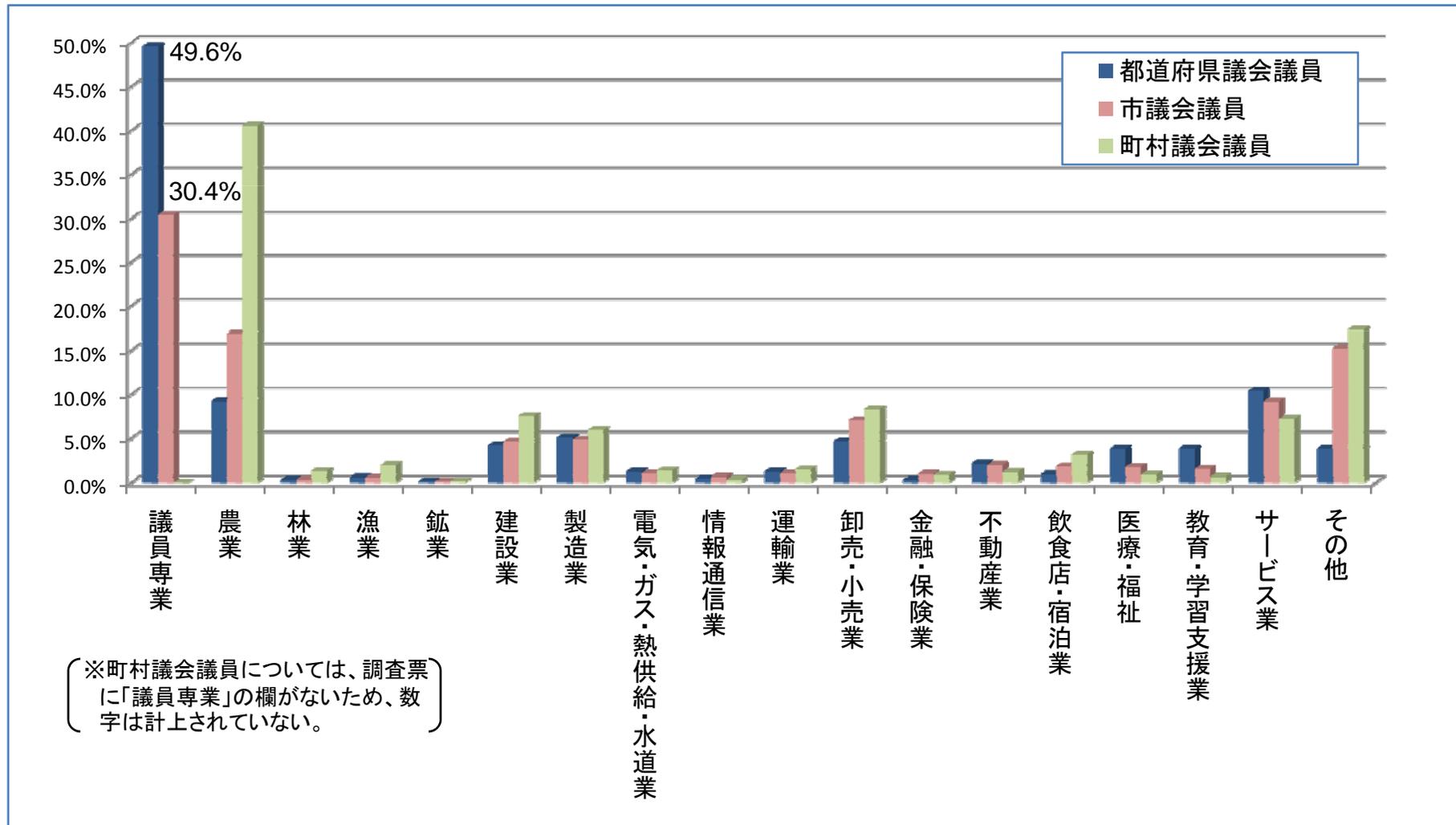
出典:「チェック機能の充実」に関する調査審議について(第29次地方制度調査会第3回総会 H20.12.5)

地方議会議員の役割について

○地方分権時代において、地方議会議員の専門化の傾向は強まると考えてよいか。

○地方議会議員が在職中に安心して議員活動に専念するためには、どのような地方議会議員年金制度が相応しいか。

【地方議会議員の専門の状況】



出典: 全国都道府県議会議員職業別調(全国都道府県議会議員会長会)(H20)
市議会議員の属性に関する調べ(全国市議会議員会長会)(H20)
第49回町村議会実態調査(全国町村議会議員会長会)(H15)

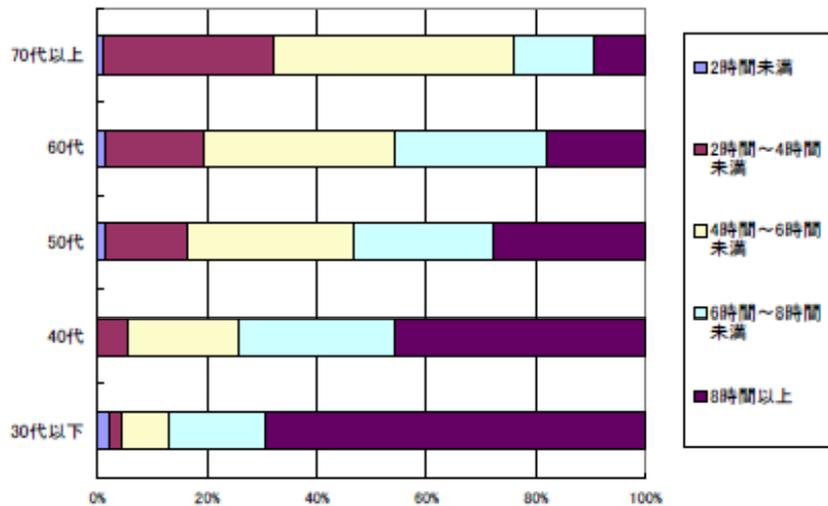
参考 全国都道府県議会議員の意識に関する調査報告書(抜粋)

- 議員が1日のうち議員活動に割いている時間が6時間以上である者が52.8%
- 当選回数が低く、若い議員について、生活時間における議員活動の占める割合が大きい結果

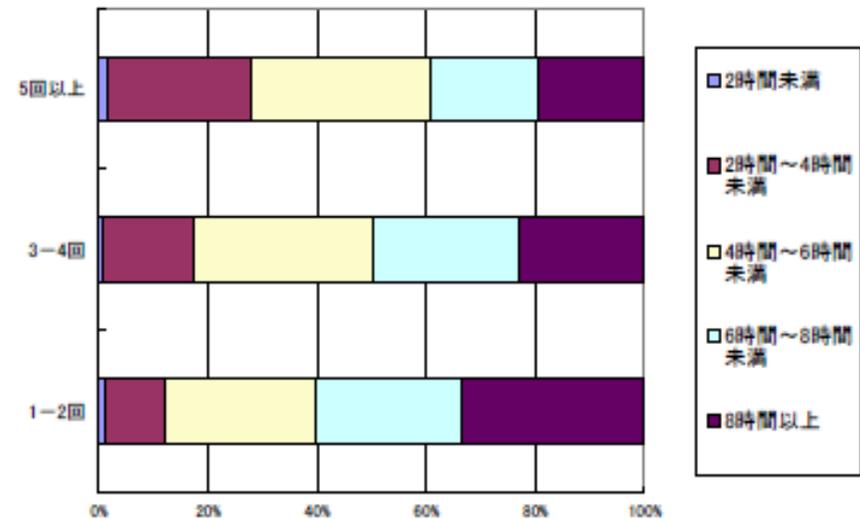
【議員活動に割く時間】

| | 2時間未満 | 2時間以上 4時間未満 | 4時間以上 6時間未満 | 6時間以上 8時間未満 | 8時間以上 | N |
|--------|-------|----------------|----------------|----------------|-------|------|
| 議員活動時間 | 1.3 | 15.5 | 30.4 | 25.4 | 27.4 | 1074 |

【議員活動に割く時間(年代別)】



【議員活動に割く時間(当選回数別)】



出典:全国都道府県議会議員の意識に関する調査報告書(抜粋)

・「自治体議会議員の新たな位置付け—都道府県議会制度研究会最終報告—」(平成19年4月19日)に参考資料として掲載

なるほど・コラム①
議員のある一日



| 会議のある日 |  | 通常の日 |
|--|---|------|
|  <p>市議会上に登庁…………… 会派控室で資料の整理や電話対応など</p> <p>議会運営委員会に出席…………… 本会議に向けて議会運営の綿密な打合せ</p> <p>団会議…………… 本会議に向けて会派内の意思統一を図る</p> <p>昼食……………</p> <p>議会の控室で事務整理…………… 資料の整理など会議の準備をする</p> <p>本会議に出席……………</p>  <p>本会議 終了…………… 会派控室で資料の整理</p> <p>帰宅……………</p>  | <p>8:30 ……電話で市役所や地域関係者などと連絡、 情報収集をする</p> <p>9:00 ……地域の方からの連絡により 道路の陥没箇所を現地調査する</p> <p>10:00 ……急斜面の工事説明会に出席する</p> <p>11:00 ……市役所へ 地域からの要望を担当課に伝える</p> <p>12:00 ……昼食</p> <p>13:00 ……福祉施策の講演会に参加する</p> <p>14:00 ……</p>  <p>16:00 ……市役所にて、以前に出した要望書に ついて担当課から説明を受ける</p> <p>17:00 ……市民から介護のことで相談を受ける</p> <p>19:00 ……町内会の会合に出席する</p> <p>21:00 ……帰宅</p>  | |

【北海道栗山町議会】

住民との協働型議会を目指して

～議会ライブ中継と住民懇談会～

地方分権の推進により、自己決定・自己責任が拡大する中で、まちづくりの政策決定過程への住民参加（協働）が極めて重要になっております。

北海道栗山町議会では、民主的で効率的な行政運営を確保するため、議会への住民参加、会議・情報の徹底的な公開を進め、議会の審議、意思決定過程に住民が積極的に関与し、議会と住民が連携する協働型議会の構築を進めております。

1 議会をインターネットでライブ中継

平成13年6月定例会から議会の様子を町内外にインターネットでライブ中継し、さらに、町内の主要施設に光ケーブルを通じ、大型ディスプレイが設置され、コンピューター端末を所持しない住民も見ることができるようになっております。

いわゆる議会の活性化方策の一環として、より町民に開かれた議会、町民との協働型議会を目指して、市町村合併問題をはじめ、町が当面する重要課題は何であるか、どのようなまちづくりを目指すのか、町民に議会での議論に参画してもらうのがねらいです。

現在、住民から再放送の要望が強く、夜間に再度アクセスすれば会議時間外にも見ることができるよう機器を整備中です。

2 住民との懇談会（議会報告会）を実施

議会活動の状況を地域に出向いて町民に直接、報告・説明し、町政に患する情報の提供に努め、さらに議会に対する批判・意見、町政に対する提案を直接聴取する機会（議会報告会）を開催しました。

このことにより議会と町民との距離を縮め、説明責任を果たそうという新たな試みとして、議会関係者の主目を集めています。



▲「議会報告会」について報道した新聞記事



▲住民懇談会で報告する構図議長

【三重県四日市市議会】

議会への幅広い市民参加を目指して

～四日市市議会モニター制度～

三重県四日市市議会では、平成16年11月に「市議会モニター」を設置しました。市民からの要望、提言等の意見を広く聴取し、これを議会に反映させ、市議会の円滑で民主的な運営を目指すこととされ、現在、市内の大学生を含む20歳代から70歳代の43名で構成されています。

これまで、本会議、委員会の傍聴、議長との意見交換会を行い、議会運営や市議会および、市議会ホームページに関する意見等が提出されています。

議員提案を目指し取り組みを進めていた自治基本条例調査特別委員会では、モニターとの懇談会を実施し、その意見、提言を案文の中に反映させています。これは、議会における市民との協働、市民参加の具体的な姿のひとつとして、大いに注目されるものです。

同市議会では、本年4月事務局内に「広報広聴係」を、5月には議会内に「広報広聴委員会（委員長：議長）」を設置し、市議会モニターを一層推進するための体制を整備しています。議会の自己決定、自己責任の実現に向けた意欲的な取り組みが進められ、今後より実効性のある制度となることが期待されます。



▲市議会モニターと正副議長の意見交換会



▲平成16年度市議会モニター委員



▲自治基本条例調査特別委員会を傍聴する市議会モニター

分権改革先進事例集 北海道栗山町議会

分権改革先進事例集 三重県四日市市議会

地方議会議員年金制度の意義(性格)について

- 平成18年の検討会においては、下記のとおり、地方議会議員年金制度の意義(性格)について整理したところ。
- 地方議会議員年金制度の基本的な意義(性格)については、変わりがないと考えてよいか。

地方議会議員年金の意義(性格)について(地方議会議員年金制度創設の経緯等からの分析)

(地方議会議員互助年金法の目的)

昭和36年に議員立法により制定された地方議会議員互助年金法の目的は、「地方公共団体の議会の任務の重要性にかんがみ、これを組織する議員及びその遺族の生活の安定に資するため、互助の精神にのっとり、議員の退職、公務傷病及び死亡について年金を給する制度」を設けようとするものとされており、まずは任意加入の互助年金として位置付けられたところである。

地方議会議員互助年金法においては、「将来とも永続する互助年金とすべく確固たる法の裏付けをするため、地方公務員の統一的な退職年金制度に関する法律が制定される際には、それに統合すること」とされており、同法附則第4項において、その旨規定されたところである。

(地方公務員共済組合法への移行)

昭和37年に地方公務員共済組合法に移行した際には、国会議員互助年金法に準じた制度とするため、強制加入の制度とするとともに、掛金のみで給付を賄いきれない場合には、公費負担をする規定を設けることとしたものの、その意義(性格)については、互助年金的な位置づけを変更しなかったところである。

(国会議員互助年金法の目的)

一方、昭和33年に制定された国会議員互助年金法については、「互助の精神に則り、国会議員の退職により受ける年金等に関して、国会法(昭和22年法律第79号)第36条の規定に基づき定めるものとする。」と規定されており、「退職金」としての位置付けがなされているところである。

(公的年金制度との関係)

また、地方議会議員年金は、国民年金や厚生年金と重複加入が可能であることを踏まえれば、強制加入ではあるものの、国民皆年金の一環としての公的年金制度ではないものと考えられる。

(地方議会議員年金の性格)

以上を踏まえれば、地方議会議員年金は、国会議員互助年金や公的年金とは異なり、地方議会議員の職務の重要性等を勘案して政策的に設けられた公的な互助年金制度であると位置付けられるのではないか。

議員年金と被用者年金について

- 給付については、民間サラリーマンが加入する老齢厚生年金と比べ、地方議会議員年金の給付水準が高いとは言えず、負担については、地方議会議員年金が老齢厚生年金を上回っている。
- 一方、受給資格期間については、地方議会議員年金は12年と短い、選挙があるため、制度に継続して加入できるとは限らない。
- 総合的に見て、地方議会議員年金制度は議員を優遇するものと考えられるかどうか。

【老齢厚生年金との比較】

| | 老齢厚生年金 | 都道府県議会議員 | 市議会議員 | 町村議会議員 |
|-----------------|--------------------------------|---------------------------------|----------|--------|
| 平均年金額 (※1) | 1,526 千円 | 1,953 千円 | 1,026 千円 | 678 千円 |
| 総報酬に対する 負担割合 | 5.141 % (※2) | 9.3 % | 13.6 % | 13.9 % |
| 受給資格期間 | 25年 公的年金の制度間で加入期間 が通算される | 12年 公的年金の制度間で加入期間 が通算されない | | |

※1:老齢厚生年金は、平成18年度、地方議会議員年金は、平成19年度のデータを採用

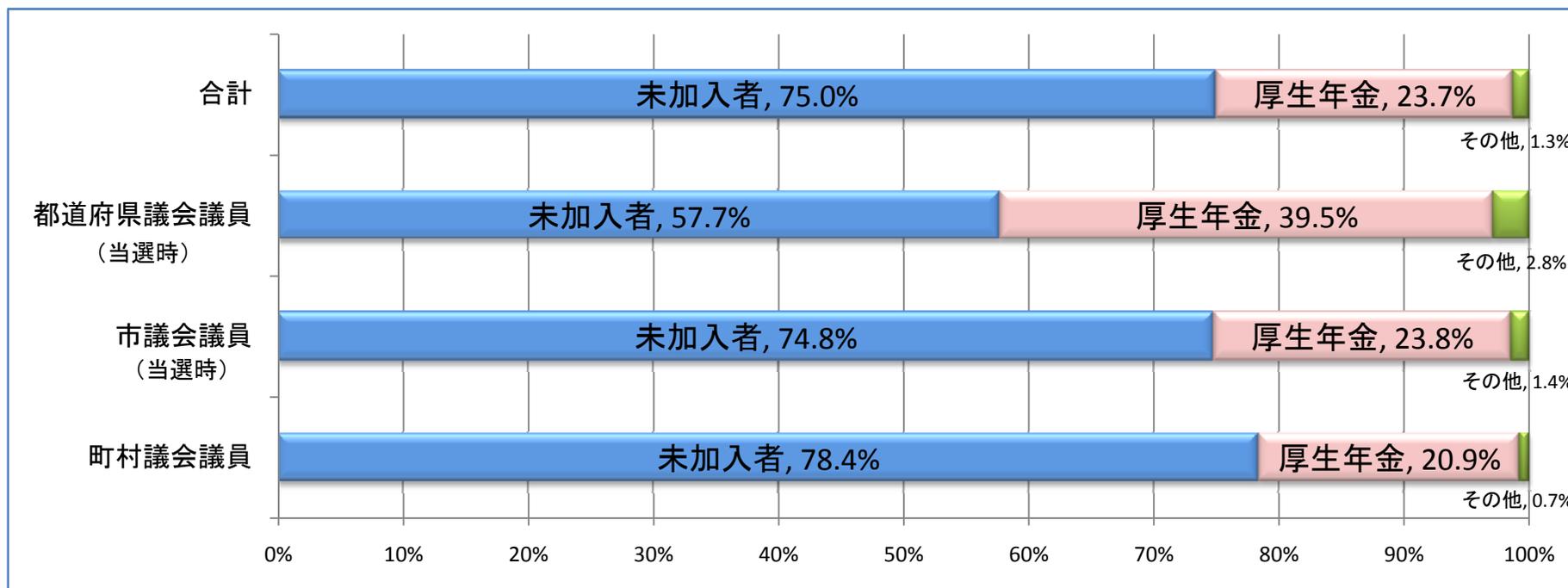
※2:平成20年9月以降適用されている保険料率から、平成16年度財政再計算で示された基礎年金拠出金相当保険料率を控除した率である。

議員年金と被用者年金について

- 議員年金の現会員のうち約4分の3は、被用者年金に加入していない中で、議員年金の役割をどう考えるか。
- 被用者年金に加入していない者は、都道府県議会議員よりも市町村議会議員の方がその割合が高い。
- なお、被用者年金との併給を受ける場合は、議員年金額の4割(公費相当分)が控除される仕組みとなっている。

【現会員の被用者年金加入者の状況】

(平成17年8月31日現在)



出典:平成18年実態調査(都道府県議会共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会)

※都道府県議会議員及び市議会議員については、当選時における被用者年金の加入状況であり、町村議会議員については、平成17年8月31日現在における被用者年金の加入状況である。

※「その他」は、「旧船員保険法」、「地方公務員等共済組合法」、「私立学校共済組合法」、「国家公務員等共済組合法」又は「農林漁業団体職員共済組合法」に基づく年金である。

【被用者年金との重複期間の控除】

$$\text{控除額} = \text{退職年金の年額の計算式により算出した額} \times \frac{\text{重複期間}}{\text{在職期間}} \times \frac{40}{100} (\text{※})$$

(※)平成15年度より前の期間は25

都道府県議会議員・市議会議員・町村議会議員の重複状況

- 制度としては、それぞれの地方議会議員共済会の受給資格を満たせば、それぞれの年金を受給することが可能。
- 実態としては、地方議会議員共済会の重複する者は、年金受給者全体の1%未満であり、どう考えるか。

(1) 2つ以上の区分の地方議会議員共済会の年金受給者(退職年金)である者

(平成21年3月31日現在)

| | 該当者 | 割合 |
|----------|-------|-------|
| 1 県・市 | 321 人 | 0.5% |
| 2 県・町村 | 43 人 | 0.07% |
| 3 市・町村 | 0 人 | 0% |
| 4 県・市・町村 | 0 人 | 0% |
| 合計 | 364 人 | 0.59% |

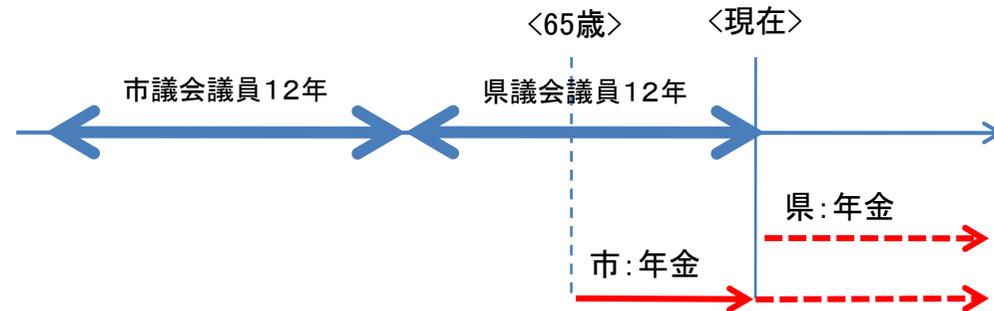
(例)市議会議員12年・県議会議員12年在職した者



(2) 地方議会議員共済会の年金受給者(退職年金)で、現在、他の区分の地方議会議員である者

| 受給者 | 会員 | 該当者(人) | 割合 |
|--------|----|--------|-------|
| 1 県 | 市 | 5 人 | 0.01% |
| 2 県 | 町村 | 0 人 | 0% |
| 3 市 | 県 | 287 人 | 0.47% |
| 4 市 | 町村 | 3 人 | 0.00% |
| 5 町村 | 県 | 40 人 | 0.06% |
| 6 町村 | 市 | 0 人 | 0% |
| 7 県・市 | 町村 | 0 人 | 0% |
| 8 市・町村 | 県 | 0 人 | 0% |
| 9 県・町村 | 市 | 0 人 | 0% |
| 合計 | | 335 人 | 0.54% |

(例)市議会議員12年・県議会議員12年在職している者



(参考)

○平成20年3月末現在の退職年金受給者数:61,701人